

平成14年(行ツ)第229号

平成14年(行ヒ)第272号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成8年(行コ)第158号強制徴兵徴用者等に対する補償、戦傷病者戦没者遺族等援護法による補償請求事件について、同裁判所が平成14年3月28日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成15年3月28日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 梶 谷 玄

裁判官 北 川 弘 治

裁判官 亀 山 継 夫

裁判官 滝 井 繁 男

当 事 者 目 録

大韓民国江原道麟蹄郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 丁 [REDACTED]

大韓民国江原道溟州郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 崔 [REDACTED]

大韓民国江原道原州市 [REDACTED]

上告人兼申立人 韓 [REDACTED]

大韓民国江原道寧越郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 劉 [REDACTED]

大韓民国江原道麟蹄郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 盧 [REDACTED]

大韓民国江原道龜尾市 [REDACTED]

上告人兼申立人 盧 [REDACTED]

大韓民国江原道春城郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 鄭 [REDACTED]

大韓民国ソウル特別市東大門区 [REDACTED]

上告人兼申立人 鄭 [REDACTED]

大韓民国江原道原州市 [REDACTED]

上告人兼申立人 白 [REDACTED]

大韓民国江原道春城郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 南 [REDACTED]

大韓民国江原道春川市 [REDACTED]

上告人兼申立人 黄 [REDACTED]
大韓民国江原道束草市 [REDACTED]

上告人兼申立人 朴 [REDACTED]
大韓民国江原道春城郡東 [REDACTED]

上告人兼申立人 朴 [REDACTED]
大韓民国江原道春川市 [REDACTED]

上告人兼申立人 金 景 錫
大韓民国江原道洪川郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 李 [REDACTED]
大韓民国江原道洪川郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 李 [REDACTED]
大韓民国江原道春川郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 宋 [REDACTED]
大韓民国江原道原州市 [REDACTED]

上告人兼申立人 朴 [REDACTED]
大韓民国京畿道加平郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 全 [REDACTED]
大韓民国江原道寧越郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 嚴 [REDACTED]
大韓民国江原道洪川郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 金 [REDACTED]
大韓民国江原道洪川郡 [REDACTED]

上告人兼申立人 李

大韓民国江原道原州市

上告人兼申立人 洪

大韓民国慶尚南道蔚山市

上告人兼申立人 陳

上記24名訴訟代理人弁護士

松	田	生	朗
泉	澤		章
藤	田	正	人
福	山	洋	子
松	浦	信	平

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 森 山 眞 弓

同指定代理人 近 野 浩

これは正本である。

平成15年3月28日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 村上 眞

